

〔倭名類聚抄五國郡〕攝津國住吉須三與之

〔古今和歌集十七雜〕あひ知れりける人の住吉に詣でけるに、よみてつかはしける、

壬生忠岑

すみよしと蟹はつぐともながるすな人わすれ草おふといふなり

〔日本書紀神九〕爰伐新羅之明年春二月略○中表筒男、中筒男、底筒男三神誨之曰、吾和魂宜居大津渟中倉之長峽、便因看往來船、

〔釋日本紀十一述義〕宜居大津渟中倉之峽住吉和魂

神名帳曰、攝津國住吉郡住吉坐神社四座並名神大、月次、相嘗新嘗、攝津國風土記曰、住吉大神現出而巡行天下、

〔下〕覓可住國時到於沼名椋之長岡之前前者今神宮南邊、仍定神社、

〔攝津志二川〕住吉郡

住吉岡住吉村松林四時蒼翠、風土記所謂沼名椋長岡即此地、脈與東生郡連故嘗有長岡之名、一名岸野、又名玉出岸、其田號御田、

〔古事記仁下〕此天皇之御世略○中定墨江之津、

〔古事記傳三十五〕墨江之津、まづ息長帶比賣命皇后○神功の御世に、住吉大神を鎮祭らる、地は、中

略 菟原郡の住吉にして、今の地には非るを、今地に移されし事は、傳なければ、何の御世なりけ

む知がたきを、今此御世に、此津を定賜ふとあるに就て、つらく思へば、彼大神を今の地に遷

奉賜へりしも、此同時にぞありけむ神功皇后の御靈を合せ祭給、書紀雄略卷に見えたる趣は、

既に今地と聞えたれば、其より先に遷り給へりし事は、知られたり住吉と云地名も、彼菟原郡のより移れる名なり○中

略 かくて津の事は、書紀神功卷に、此大神の御誨言に、宜居大津渟中倉之長峽、看往來船とある

如く、彼菟原郡に坐しほどより、其地大津にてありしを、和名抄に、同郡に津守郷もあるは、其

時に、大神を遷奉賜ふまに、其津をも共に移し定め賜へるなるべし、是今の住吉郡の住吉

時、大神を遷奉賜ふまに、其津をも共に移し定め賜へるなるべし、是今の住吉郡の住吉